2026年11月13日

各　位

会 社 名　　株式会社グローバルキッズ COMPANY
代表者名　　代表取締役社長　　中正　雄一
（コード：6189、東証スタンダード）
問合せ先　　執行役員 CFO　　福田　修司
（TEL. 03-3221-3770）

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月17日開催予定の第11回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することについて決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事、定款の一部変更及び役員報酬等の額の設定について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．監査等委員会設置会社への移行

（１）移行の目的

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び意思決定の迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。本移行により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、業務執行に関する権限委譲を進め、取締役会のモニタリング機能の充実を図ってまいります。これにより、株主・投資家の皆様からの信頼向上を通じて、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長を目指してまいります。

（２）移行の時期

2026年12月17日開催予定の第11回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

２．定款の一部変更

（１）変更の目的

① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものです。
② 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設するものであります。
③ 会社の機関としての位置づけを明確にするため、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
④ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

（２）変更内容

変更の内容は別紙のとおりです。

（３）日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年12月17日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年12月17日（予定）

３．監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

（１）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

（2026 年 12 月 17 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議予定）

氏　名	役職名	現役職名
中正　雄一	代表取締役社長	代表取締役社長
須郷　達也	代表取締役副社長執行役員	代表取締役副社長執行役員
松 浦　　司	取締役執行役員	取締役執行役員
石井　光暢	取締役（社外）	取締役（社外）
中山　マヤ	取締役（社外）	取締役（社外）

（注１）代表取締役及び役付取締役につきましては、第 11 回定時株主総会終結後に開催される取締役会において正式に選定される予定です。

（注２）石井光暢氏及び中山マヤ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

（２）監査等委員である取締役候補者

（2026 年 12 月 17 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議予定）

氏　名	役職名	現役職名
奈良　文彦	取締役（監査等委員）	常勤監査役
片岡　理恵子 （戸籍名竹田 理恵子）	社外取締役（監査等委員）	監査役（社外）
森岡　宏之	社外取締役（監査等委員）	監査役（社外）

（注３）常勤の監査等委員につきましては、第 11 回定時株主総会終結後に開催される監査等委員会において選定される予定です。

（注４）片岡理恵子氏及び森岡宏之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

４．監査等委員会設置会社移行に伴う役員報酬等の額の設定について

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現行の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、2026 年 12 月 17 日開催予定の第 11 回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬等の額を以下のとおり設定する議案を付議することを決議いたしました。

（１）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額：年額 200 百万円以内（うち社外取締役分は 40 百万円以内）

（２）監査等委員である取締役の報酬等の額：年額 50 百万円以内

（注５）本議案は、定款一部変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

以　上

（別紙）定款変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査役 ③　監査役会 ④　会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査等委員会 （削　除） ③　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第８条　（条文省略）	第６条～第８条　（現行どおり）
（株主名簿管理人）	（株主名簿管理人）
第９条　（条文省略）	第９条　（現行どおり）
２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	２　当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
３　（条文省略）	３　（現行どおり）
（株式取扱規程）	（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。
第 11 条　（条文省略）	第 11 条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第 12 条　（条文省略）	第 12 条　（現行どおり）
（招集権者及び議長）	（株主総会の招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。	第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　代表取締役に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれに代わる。	2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第 14 条　（条文省略）	第 14 条　（現行どおり）
（決議の方法）	（株主総会の決議の方法）
第 15 条　（条文省略）	第 15 条　（現行どおり）
第 16 条　（条文省略）	第 16 条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第 17 条　当会社には、取締役１０名以内を置く。	第 17 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、１名以上 10 名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、３名以上５名以内とする。
（取締役の選任）	（取締役の選任）
第 18 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	第 18 条　当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第 19 条　取締役の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 19 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	３　任期満了前に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の残存期間と同一とする。
（新　設）	４　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。
（代表取締役及び役付取締役） 第 20 条　会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。	（代表取締役及び役付取締役） 第 20 条　会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会の決議で定める。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
３　取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。	３　取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
4　取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。	4　取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から業務執行取締役を選定することができる。
（取締役会の招集） 第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役（監査等委員であるものを除く。）がこれに代わる。
２　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。	２　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
３　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。	３　取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
（決議の方法） 第 22 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第 22 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（取締役会の決議等の省略） 第 23 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。	（取締役会の決議等の省略） 第 23 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	２　取締役が取締役全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第３６３条第２項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。
第 24 条　（条文省略） （報酬等）	第 24 条　（現行どおり） （取締役の報酬等）
第 25 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	第 25 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除等） 第 26 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除等） 第 26 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第 27 条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の員数） 第 27 条　当会社には、監査役５名以内を置く。	（削　除） （削　除）
（監査役の選任） 第 28 条　当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役の任期） 第 29 条　監査役の任期は、その選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（常勤の監査役） 第 30 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第 31 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第 32 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第 33 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第 34 条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって決める。	（削　除）
（監査役の責任免除等） 第 35 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第 28 条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集権者） 第 29 条　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 ２　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ３　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第 30 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新　設）	第６章　会計監査人
（新　設）	（会計監査人の選任） 第32条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　設）	（会計監査人の任期） 第33条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　設）	（会計監査人の報酬等） 第34条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。
第６章　計　算	第７章　計　算
第36条～第37条（条文省略） （剰余金の配当の基準日） 第38条　（条文省略） ２　（条文省略） 3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 第39条　（条文省略）	第35条～第36条（現行どおり） （剰余金の配当の基準日） 第37条　（現行どおり） ２　（現行どおり） 3　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 第38条　（現行どおり）
（新設）	第８章　附　則
（新設）	（監査役の責任免除等に関する経過措置） 第39条　当会社の監査等委員会設置会社への移行に伴い退任した監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除及び責任限定契約については、退任後もなお、変更前の定款第３５条の規定が効力を有する。